

第六次須恵町総合計画基本構想の策定

住民のニーズに即した施策を推進



総合計画の位置づけ

須恵町では、昭和46年の第一次須恵町総合計画策定から、これまで五次にわたり計画が策定され、流動する社会情勢に対応したまちづくりが進められてきました。

この総合計画は、町の最上位計画と位置づけられ、町民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針となります。

総合計画の構成

「基本構想」と「実施計画」の2層構造となっています。

「基本構想」

長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための大きな指針として位置づけられています。

「実施計画」

基本構想を実行するための具体的な事業計画とし、進捗状況の積み上げにより、政策管理ができるものとされています。(令和3年度以降、予算審査、決算審査等で活用します)

計画期間

今後の総合計画は、昨今の社会情勢を反映すること、さらには町長の政策を反映することを目指し、計画期間は4年と定められています。

※今回の第六次須恵町総合計画は、町長の任期と連動させることを考慮し、令和2年度から令和4年度までの3年間とされています。

進行管理

総合計画を中心としたPDCAマネジメントサイクルを実現するため、実施計画を軸とした進行管理が行われます。

①事業目標の設定

総合計画に掲げた理念や施策を効果的に実現するため、実施計画に掲げる各事業に目標値を設定し、進捗管理の指数とする。

②施策評価および事務事業評価

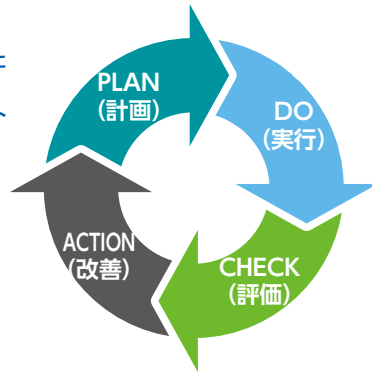
実施計画に位置づけられた事業について、行政評価制度に基づき評価を実施する。

PDCAマネジメントサイクル概念図

■ 目標(計画)と実績を定量的・定性的に分析・評価し、改善を実施することで、施策・事務事業の成果向上(有効性)とコストの効率化(効率性)を図ります。

PDCAサイクル(マネジメントサイクル)

- ◆ 改革・改善効果を踏まえた計画立案
- ◆ 成果指標、活動指標、コスト指標などの目標設定
- ◆ 改革・改善の検討
- ◆ 予算への反映



- ◆ 成果志向とコスト意識に基づく住民サービスの提供
- ◆ 問題点や改善案の発見
- ◆ 目標(計画)と実績の比較分析(経年比較や他団体との比較など)
- ◆ 成果とコストの総合的評価

議会として

本議会が第六次須恵町総合計画基本構想が策定されました。基本構想は、議会での議決を経たものであり、権威ある位置づけです。

その要点は、①まちづくりの基本理念を「須恵町民憲章」とする。(昭和58年制定の5項目を、変わらぬ理念として掲げました。

②まちが目指す将来像を「水と緑と光の町 すえ」とする。

③人口の推計を「2040年に28,000人維持」とする。人口は、政策判断の出発点です。人口減を抑制することに注力します。

④町の諸政策を11の大綱に分類し、40項目の政策を配置しました。実施計画では、執行部において、平松町長には存分に行政手腕を発揮していただきたいものです。

今後、より厳しさを増していく自治体の環境は、議会と行政が、機動的な政策展開をもって町民福祉を進めていくことが大事になります。第六次総合計画が、町民の皆様の期待に応えられるよう、議会の機能を発揮してまいります。

3月定例会 その他の 議案

令和元年度補正予算

各会計とも、年度末の決算見込額による調整が行われています。

一般会計(第7号)

1億7011万円を減額
総額92億8462万円
(賛成多数で可決)

年度末の決算見込みによる不要額の減額です。

一般会計(第8号)

475万円を追加
総額92億8937万円
(全員賛成で可決)

国の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応として、休校中の学童保育所指導員の賃金相当分、認定こども園等の感染防止のための物品購入に対する補助金などが計上されました。

特別会計

◆国民健康保険特別会計

105万円を減額
総額31億2839万円
(全員賛成で可決)

◆後期高齢者医療特別会計

979万円を追加
総額3億6000万円
(全員賛成で可決)

◆公共下水道事業特別会計

507万円を減額
総額11億1466万円
(全員賛成で可決)

◆農業集落排水事業特別会計

332万円を減額
総額9568万円
(全員賛成で可決)

水道事業会計

水道事業会計

収益的収入	1400万円を減額
支出	2299万円を減額
資本的収入	20万円を追加
支出	3400万円を減額
(全員賛成で可決)	

その他の採決結果

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議 (今後は、この協議会において、国鉄志免炭鉱跡地山跡地の管理に関する事務および積立金の管理を行う)	全員賛成で可決
町長の専決処分事項に関する条例制定 (町長において専決処分することができる事項について定める) ※専決処分とは、本来議会の議決を経るべき案件について、議会を招集する時間的余裕がない場合等に町長自ら処理すること。専決処分したときは、次の議会で報告し承認を得る必要がある。	全員賛成で可決
物品売買契約の変更 (災害用トイレトレーラーの納期の変更)	全員賛成で可決
町道路線の認定 (町道路線網の整備を図るため、3路線(上須恵字高宮、新原字通路谷、新原字野間)を新規認定)	全員賛成で可決
須恵町附属機関の設置に関する条例制定 (特別職の非常勤職員の職の位置づけを見直すに当たり、附属機関を設置する必要があるため)	全員賛成で可決
須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 (地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する必要事項を定めるため)	全員賛成で可決
須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員の育児休業等に関する必要事項を定めるため)	全員賛成で可決
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (地方公務員法等の一部改正に伴い、特別職の非常勤職員の職の位置づけに関する見直しを行うため)	全員賛成で可決
須恵町公共下水道条例の一部改正 (水道法の一部改正に伴い、下水道排水設備指定工事店の指定または更新申請などの手数料の改正)	全員賛成で可決
須恵町上水道給水条例の一部改正 (水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の申請または更新申請などの手数料の改正)	全員賛成で可決